



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4385 号 2018.5.18 発行



「子供支配」は家庭での居場所守るため 「機能不全家族」の実態

産経新聞 2018年5月16日

母親との異常な関係から抜け出せず、ゲームセンターに入り浸り、7年間もニート生活に。大山明さんの生活はすさんだ（写真と本文は関係ありません）

滋賀県出身の大山明（32）＝仮名＝は、高圧的な母に子供のころから支配されてきた。家庭や子供に無関心の父と、家庭に無関心を装う兄弟たち。まさに「機能不全家族」の構図だ。祖父母からも“いじめ”を受けていた母は、家庭の中で自らの居場所を求めため、大山を支配していた。

家庭では誰にも頼れず、誰も居場所がなかった

「母の傀儡（くぐつ）（操り人形）だった」。高校卒業後の7年間、仕事も就学もしない「ニート」だった滋賀県出身の大山明（32）＝仮名＝は、かつての自分をそう表現する。

幼い頃から、母は命令口調で、勉強や手伝い、部屋の片付けを指示してきた。言われた通りにできなければ、容赦なく罵声が飛んだ。常に顔をうかがった。母とは対照的に、父は工務店勤めで毎晩のように酔っ払っていた。キャッチボールどころか、話をした覚えもなかった。

学校にも居場所はなかった。級友から大きな耳をからかわれ、「サル」と呼ばれ無視された。へらへらと笑ってその場を取り繕い、本心を隠した。波風を立てないことが一番傷つけない方法だと悟っていた。

高校は、授業を自分で選択できる総合学科に行きたかったが、母の意に沿って公立の普通科を選択。親友もできないまま、高3の6月、登校の途中で足が前に進まなくなり不登校が始まった。

家庭や子供に無関心の父と、子供を一方向的に支配しようとする母、そして、同じような立場だった1歳上の兄と6歳下の妹。家庭では誰にも頼れなかったし、誰もが居場所がなかった。

自分では何も考えず、動けない人間に

親による手助けの頻度が増したり、無理強いが続いたりすれば、子供は自立できなくなる。大山の場合もそうだった。

母による支配が続いた結果、大山は「言うことを聞かないと捨てられる」という思いを抱くようになった。追い詰められ、心を「支配」され、母の命令に盲目的に従った。しかし、それが反動となって不登校。1年後に復学し、高校は卒業したものの、その後は何もする気が起きなくなった。昼ごろに起き、毎日のように地元のゲームセンターに入り浸り、深夜の閉店までひたすら時間を潰した。ゲームをする金は母からせびった。

強い結びつきもなければ、緩やかでも支え合うことのない家庭の中で、大山は、自分では何も考えず、動かない人間になっていた。

鬱屈を子供にぶつける母

実は、母も家庭の中で追い詰められ、そのはけ口を大山らに求めていた。大山の家庭は父方の祖父母との3世代同居だった。祖父は気性が荒く、酒を飲んで暴力を振るった。祖母は家事を全て母に押しつけ難癖をつけた。

そんな両親に育てられた父は、見合い結婚した母への愛情が希薄だった。子供3人をもうけたのも世間体のため。母を「使用人」呼ばわりし「(家にある)冷蔵庫やテレビは貸し与えているだけ」と言い放った。

一方、母は、実兄が結婚し、実家から追い出されるように嫁いできた。パートをしながら家事をこなし自分をいびった義母が認知症になると、介護を一手に担わされた。その鬱屈を子供にぶつけた。子供を支配したのは、自分の居場所を確認するためだった。

転機となったのは、ふと目にしたインターネット掲示板に書かれた「機能不全家族」の体験談だった。アルコール中毒の父、高圧的な母。自分の育った環境と酷似していた。

書き込みの家族と同じく、大山の家庭は、それぞれが異常な関係にとらわれ、抜け出せない「共依存」の状態にあった。それが分かると、両親に対し、憎しみよりも哀れみを感じるようになったという。

大山はいま、地元のNPO法人で、引きこもり当事者らの悩みを聞く活動をしている。過度な親子関係は、一方を引きこもりに陥らせる一因だとされる。自らの経験を踏まえ、大山はこう言った。

「家族の影響で生きづらさを抱える人々の助けになりたい」(敬称略)

介護に伴う転職や離職 年間10万人に 「介護疲れ」の連鎖を表す数字



産経新聞 2018年5月17日
認知症の母(左)を介護する栗原弘さん。妄想か現実か妄想か分からない会話の中でも、時より笑顔を見せる姿に親子の絆を感じるといふ=大阪市大正区(前川康二撮影)

「共倒れ」。認知症の母(86)の介護を自宅で続けるため、日中の仕事を辞め転職を余儀なくされた大阪市大正区の栗原弘(63)は、最近、この言葉が頭をよぎる。家族介護をめぐっては、その人間関係に囚(とら)われるケースも少なくなく、それが介護する側とされる側が

共倒れすることにもつながっているという。

「先のことは考えない」 日中の仕事を辞め、夜間の警備の仕事に転職

今年に入り、母は会話がほとんどままたらなくなるほど症状が悪化した。歩くことは困難だが、自分が疲れからうとうととしている隙に家を飛び出し、救急搬送されたこともあった。

3年前に認知症の症状が出始めて以降、栗原は日中の仕事をあきらめ、母が眠る夜間の警備の仕事に転職した。親子2人が食べていくのには十分だが、収入は半分近くまで減った。

厚生労働省の平成28年の調査によると、「身の回りの世話に何らかの介助が必要」とされる要介護認定1の人のうち、介護が半日以上必要な人は23%に上る。

時間的な拘束から、家族による自宅での介護を希望し、仕事を辞め介護に専念したり、転職したりする人は少なくない。24年の総務省の調査では介護や看護を理由に転職・離職した人は1年間で10万人に上る。仕事と介護の両立が難しいことを理由に挙げる人は約6割いたが、介護に専念したいとする人も約2割いた。

だが、「年間10万人」は家族の絆を示すとともに、家族の介護は「当然」で、それ以外のことを考えるのをやめ、介護疲れなどの泥沼に陥っていく「家族の関係」を表す数字でもある。

栗原もいまの生活がいずれ破綻を迎えるのは分かっている。しかし「先のことは考え

ないようにしている」と言い、こう続けた。

「親の面倒を見るのは当たり前のことでしょう。理由なんてありませんよ」
自らの身勝手さ悔い、「母の面倒みる」

大阪市浪速区の下町で生まれ育った栗原の両親は出版会社を経営していた。ただ、栗原自身は高校を卒業後、公務員を目指したが試験に失敗。民間の会社に就職しても長続きせず、30歳前後で勤めた文具メーカーもささいな理由で辞めた。「ふらふらするなら出ていけ」。父の言葉で簡単に実家を逃げ出した。

建築現場の日雇いや飲食店で働きながら、手にした金で毎日遊び歩いた。1度結婚もしたが、3年足らずで離婚。気ままな暮らしは10年に及んだ。しかし、40歳を過ぎたころ、実家に電話し、父が他界したことを知った。「お父さんはずっと帰ってくるのを待っていたのよ」。母の言葉に自分の身勝手さを悔いた。栗原が「母の面倒は見る」と誓い、転職して自宅での介護にこだわるのはそのためだ。

「共依存」の不安抱えつつ「死ぬまで支えあう存在」

母が「一緒に住みたい」と言い出したのが13年前のことだった。1人暮らしの栗原に断る理由などなかった。日中仕事に出かけ炊事、洗濯、掃除などの家事は母が担った。ときには2人で買い物に出かけたり一緒にテレビを見たり。「飲みに出てたら、早よ帰ってこいって電話があってね」。当たり前の日常があった。

だが、3年前に生活が一変した。母が室内で転倒して背骨を折り、満足に歩くこともできず、認知症の症状が出始めた。徘徊（はいかい）も始まり「昼間に1人にすることはできない」と約20年勤めた建築関係の仕事を辞めた。仕事を深夜の警備に変えてからは、朝仕事から帰ると家事と介護の合間に寝て、夜8時ごろからまた仕事に行く生活となった。

現実か妄想の話か分からない会話の中でも時折笑顔を見せたり、「いつも遊び歩いて」と叱られたりする。他人が作った食事はほとんど食べないが、栗原が作ると喜んで食べる。

家族介護をめぐる共依存から抜け出せず共倒れする不安を抱えつつ、それでもなお、栗原は「家族とは生まれてから死ぬまで支え合う存在」と言った。（敬称略）

日本の「障害者雇用政策」は問題が多すぎる 法定雇用率を上昇させるだけでは不十分

中島 隆信：慶應義塾大学商学部教授

東洋経済 2018年05月17日



障害者が各企業で能力を発揮できるようにするにはどうしたらいいのだろうか（写真：vadimguzhva / iStock）

2018年4月より、民間企業における障害者の法定雇用率は2.0%から2.2%へ引き上げられた。しかし、実際の障害者雇用の現場では、障害者雇用を肩代わりするビジネスを利用するなど、本業に直接携わらない形での「法定雇用率達成」の姿も見られる。

障害者が各企業で能力を発揮できるようにするには、法定雇用率を引き上げていくだけでよいのだろうか。『新版 障害者の経済学』を上梓した慶應義塾大学商学部教授の中島隆信氏に解説してもらう。日本では、「障害者雇用促進法」（以下、「促進法」）という法律により、民間企業は常用労働者の一定割合に相当する障害者を雇用する義務がある。この法定雇用率が2018年4月に2.0%から2.2%へ引き上げられた。また、対象となる民間企業の規模も従業員50人以上から45.5人以上に引き上げられた。

『新版 障害者の経済学』

今回の引き上げは、雇用義務の対象として新たに精神障害者が加わったことによるものである。実際、雇用義務化がスタートした1976年には身体障害者のみが対象とされ、法定雇用率は1.5%だった。その後、1997年に知的障



害者が加わって1.8%に上がり、そして今回の改定に至ったわけである。厚労省は企業に法定雇用率を遵守させるためのインセンティブを与えている。それが「雇用納付金制度」（以下、「納付金制度」）というものだ。すなわち、法定雇用率を超えて障害者を雇用する企業には補助金を与え、未達成の企業からは納付金を徴収するというしくみである。さらに、未達成状態が続く企業には労働局から指導が入り、それでも適正な措置を講じないと企業名が公表されることになっている。今回は、こうした現行の障害者雇用政策の問題点について考えてみたい。

余裕のない中小企業から大企業へ渡る納付金

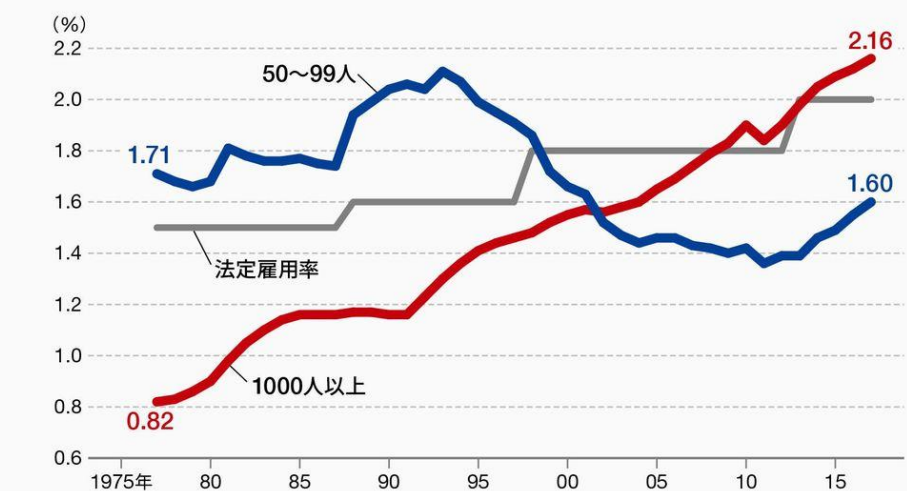
第1の問題は、「促進法」の根幹をなす「納付金制度」がサステナブルでないという点である。この制度の運営を担っているのは「高齢・障害・求職者雇用支援機構」（以下、「機構」という独立行政法人である。「機構」は未達成企業から集めた納付金を達成企業に調整金として回すことで収支を合わせている。つまり、この制度はいわば企業同士の助け合いなのである。

にもかかわらず、厚労省は障害者雇用を法律によって義務化し、違反すると企業名公表という“罰則”を設けている。ということは、すべての企業が法定雇用率以上の障害者雇用をすることが政策目標と解釈される。

だがこの目標は制度と整合的ではない。なぜなら、この目標が達成されると納付金がゼロになって「機構」は赤字となり、制度の維持が困難になるからである。したがって、企業名公表を怖れる企業が障害者雇用に励めば励むほど、法定雇用率は引き上げざるをえないことになる。

さらに、この制度はもはやインセンティブとしても機能していない。雇用義務化がスタートした直後の1977年調査で障害者雇用率が最も高かったのは従業員数50～99人の中小企業で、最も低かったのは1000人以上の大企業だった。これは、障害者雇用に積極的な中小

■ 民間企業における従業員規模別障害者雇用率の推移



(注)ただし、従業員50～99人の民間企業については、1977～87年は67～99人、1988～98年は63～99人、1999～2012年は56～100人
(出所)厚生労働省発表資料

企業に大企業が協力金を払っていたという図式である。ところが、現在では両者の立場は完全に入れ替わり、50～99人企業の雇用率1.60%に対して1000人以上企業は2.16%という状

況だ。つまり、経営が決して楽とは言えない中小企業に納付金を払わせて大企業に渡しているのである。

中小企業で障害者雇用が進まないのは、障害者を雇うよりも納付金を納めたほうが経営上メリットがあると考えているからであり、他方、大企業で雇用が進んだのは調整金をもらうことよりも企業名公表という“罰則”が効力を発揮しているためとの指摘もある。要す

るに「納付金制度」は“ムチ”にも“アメ”にもなっていないのである。

外注の仕事を障害者に振り分ける企業も

そして第 2 の問題は、企業における障害者の仕事の中身である。大企業による障害者雇用が大きく進展した背景には「特例子会社」（以下「特例」と「グループ適用」という制度の存在がある。

前者は、企業が子会社で障害者を雇用した場合には親会社の障害者雇用を含めてもいいというもので、後者はそれが企業グループ全体の障害者雇用としてカウントできるというものだ。

これは、本業で障害者を雇いにくい企業や手っ取り早く法定雇用率をクリアしたい企業にとっては願ってもない制度といえる。すなわち、親会社やグループ内に散在する障害者向けの単純作業を「特例」に集約すれば、それなりの人数の障害者を雇えるからである。

さらに「特例」が雑用を引き受けてくれれば他の社員は本業に集中することができるので一挙両得ともいえる。一方、資本力のある企業のなかには、このやり方とは別に、それまで外注していた清掃やクリーニングといった社員向けサービスを提供する「特例」を設立し、そこで障害者を雇って法定雇用率をクリアしているところもある。

こうした“仕事切り出し型”や“内部取り込み型”の障害者雇用には 2 つの理由で問題がある。

第 1 に、その仕事は社内向け間接業務が中心だからである。「特例」で障害者が従事している作業の多くは、社内清掃、社員の制服クリーニング、メール便仕分け、内部書類のシュレッターかけなどである。したがって、それらのサービス自体は本業ではなく、その拡大が企業業績の向上に寄与するわけでもない。

むしろ、これらの間接業務をなるべく省力化していくことが企業収益の向上に貢献するのである。ということは、社内でこの手の障害者の仕事を増やすことは企業経営にとってプラスにならない。

第 2 に、「特例」はこれらの業務を行う見返りとして、親会社などから報酬を受け取っているが、その額は要した費用プラス利潤という“総括原価方式”で決められているところがほとんどである。しかし、かかった費用分だけ親会社に報酬を請求できるならば、「特例」には生産性を上げるインセンティブが働かない。

また、親会社にしても、特例子会社に期待しているのは法定雇用率をクリアできるよう障害者をしっかり雇い続けてもらうことが第一だろうから、障害者の人員を削減する生産性向上はむしろ願い下げだろう。

障害者雇用を引き受けるビジネスの登場

本年 4 月に引き上げられた法定雇用率は 2020 年にはさらに 0.1%ポイント上がることになっている。切り出せる仕事や内部に取り込む仕事に限界がある企業は、「企業名公表」を回避するために何らかの手を打たなければならない。そこで、そうした企業向けに障害者雇用を引き受けるビジネスが登場している。

東京都千代田区に本社があるエスプールプラスは、千葉県にあるハウス農園を企業に有料で貸し出し、企業が雇用した障害者に農作業をさせている。雇用されている障害者は雇用率にカウントされるが、できた農作物は福利厚生として社員に配布されたり社員食堂の材料として使われる。同社のホームページによると顧客企業は多業種にわたり、障害者雇用に悩んでいる企業にとってはありがたい存在のようだ。

上記のような問題をみていくと、企業名公表という“脅し”をちらつかせつつ法定雇用率を引き上げていく現行の障害者雇用政策は曲がり角に差し掛かっていることがわかるだろう。

本来あるべき障害者雇用とは、企業が本人の能力を最大限引き出し、本業における戦力として活躍できるような働き方を提示することだ。とりわけ精神・発達障害のある人たちの中には高い潜在能力を持ちながら画一的な就労形態への適応が難しいために働いていないケースが多い。こうした人材を活用するソフトウェア型の“働き方改革”は浸透に時間が

かかる。

厚労省は性急な法定雇用率の引き上げに向かうのではなく、働き方の見直しという観点から障害者雇用の推進策を考えるべきである。そうすれば、いわゆる障害者だけでなく、すべての人たちにとって働きやすい環境を作ることにつながるからである。

「シクシク」ってどう話す？ 医療用の翻訳機、開発中 姫野直行

朝日新聞 2018年5月17日



開発中の翻訳機

東京五輪・パラリンピックを前に、外国人の患者を診察する際に使う医療従事者向けの翻訳機の開発が進んでいる。国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と富士通研究所がつくり、今年度中に発売する。「シクシク」とか「ズキズキ」など様々な痛みや、医療用語にも対応している。

3月下旬、鹿児島市の米盛病院の看護師伊牟田麻衣子さん（36）が「今のんでいる薬を見せてください」と北京からやって来た60代女性患者に話しかけた。すぐに伊牟田さんの胸に着けられた翻訳機から中国語訳が流れた。患者の応答もすぐに日本語に訳された。

伊牟田さんは「中国語はわからないので、患者さんと会話するときにとっても助かった」と話す。使い始めた当初は薬の名前や「既往歴」などを翻訳できないこともあったが、支払いや病院内の決まりを説明する際には通訳の必要がなかったという。

破綻「フィル」再就職わずか2割 倉敷の事業所大量解雇から2カ月

山陽新聞 2018年05月17日

フィル元利用者の再就職状況 (岡山労働局調べ、11日現在)

再就職者	36人(21.1%)
一般就労	15人
A型事業所	19人
B型事業所	2人
見学・面接中	31人(18.1%)
ハローワークで相談中	97人(56.7%)
職業訓練を希望	1人(0.6%)
就職希望なし	1人(0.6%)
その他	5人(2.9%)
計	171人

倉敷市内で就労継続支援A型事業所3カ所を運営していた「フィル」(同市真備町川辺)＝破産手続き中＝による大量解雇から2カ月がたった16日、元利用者171人のうち再就職者は36人(21.1%)にとどまることが、岡山労働局の集計で分かった。

労働局が解雇直後に元利用者に行ったアンケートでは、ほぼ半数が1カ月以内の再就職を希望していたが、大半の受け入れ先が決まっていない現状が浮き彫りになった。

昨夏、あじさいグループ(倉敷市片島町)がA型事業所で働く障害者224人を解雇した際は、2カ月後

で半数以上の126人(56.3%)が再就職先を決めていた。フィルの場合は4分の1にも満たない厳しい状況だ。

労働局は「利用者のA型事業所離れが原因の一つではないか」と分析する。あじさいの破綻時にはA型事業所への就職希望者が全体の7割を占めたのに対し、今回は5割という。

集計は11日現在でまとめた。再就職者の内訳は一般企業への就労が15人、雇用契約を結ぶA型事業所に19人、雇用契約を結ばないB型事業所に2人。未決定者のうち31人が企業やA型事業所の見学・面接に進み、97人がハローワークで相談中だった。

さんさ踊り通じ共生社会実現を 盛岡で障害者らの会、設立総会

岩手日報 2018年5月16日

障害者と支援者による団体「盛岡さんさ踊り有志 笑顔・元気・勇気の会」（吉田伸一代表）は15日、盛岡市内のホテルで設立総会を開いた。さんさ踊りを通して障害者に優しい共生社会の実現を目指し、尽力することを誓った。障害者や趣旨に賛同する企業経営者ら14人が参加。吉田代表が「さんさ踊りはみんなが笑顔になり、元気がでるイベント。



障害のある人も踊りに加わり、力を合わせて頑張っている」とあいさつ。規約や役員、事業計画を決定した。さんさ踊りを通して共生社会の実現を目指すことを誓った「盛岡さんさ踊り有志 笑顔・元気・勇気の会」の総会

同会は障害の有無にかかわらず、誰もが参加できる社会を目指そうと4月に発足。今夏のさんさ踊り前夜祭に出演するほか、「復興五輪」を掲げる2020年東京五輪・パラ五輪で踊りを披露し、被災地支援への感謝を伝える。

障害者の働く意欲応援 能代市元町に就労支援施設開設 秋田魁新報 2018年5月17日

障害のある就学児に学童保育サービスを提供している秋田県能代市の合同会社「尚生（しょうき）」（藤田貴子代表）が、同市元町の空きビルの1、2階に障害者の就労支援施設を開設した。藤田代表は「障害があっても働く意欲のある人を応援したい。社会に参加して自己肯定感を育んでほしい」と話している。

施設は、雇用契約を結ばず通所による作業で工賃が支払われる「就労継続支援B型事業」に基づく。利用対象は能代山本1市3町に住む18～65歳の障害者で、定員20人。

「新技術、明確にして」 天守エレベーター問題で障害者団体



中日新聞 2018年5月17日
木造で復元される名古屋城天守にエレベーターの設置を求め、会見する愛知障害フォーラムの（右から）辻事務局長、上田孝幹幹事会副議長ら＝名古屋市役所で

名古屋城に復元される木造天守にエレベーターを設置しない名古屋市の方針に対し、障害者団体「愛知障害フォーラム（ADF）」（事務局・同市昭和区）は十六日の会見で「史実通りの復元と人の権利とどちらが大事なのか」「新技術を明確にして」と訴えた。国が批准する「障害者権利条約」に反するとも指摘し「みんなが楽しめるものを造って」と望んだ。

会見で加賀時男代表（76）は「障害者や高齢者の意見が反映されることなく、当初からの計画である『エレベーターを設置しない』と決定されたのは、遺憾と言わざるを得ない」とする声明を読み上げ、今後も設置を求めていくとした。

市はロボットやはしご車の応用など新技術を導入し、障害者らが天守に登れるようにするとしているが、車いすを利用する辻直哉事務局長（46）も「四年後に開発するというだけでは不安。現段階でバリアフリーになるのはエレベーターだけ。新技術が開発されてから建築に入っても遅くないのでは」と憤った。

権利条約は、障害者にとって利用しやすい施設やサービスの確保を求めている。辻事務局長は「私たちは階段を目の前にして、絶望を何回も味わわれてきた」と話し「単に歴史に忠実だけでなく、全ての人たちが安心して上がれるために何が必要かを考えて」と求めた。

これに対し、河村たかし市長は同日、報道陣の取材に「四百年前のものを味わってもらおうのが、心のあるバリアフリー。一階まで上がれるのは確実で、今より格段に良くなる」といい「世界中にまだない技術だが、まだ四年ある。全力投球する」と、新技術の導入に

力を入れる考えを改めて示した。(中山梓)

90%超、加害側の金銭補償なし 虐待や性被害など、警察庁

大阪日日新聞 2018年5月17日

被害者や遺族に金銭的補償を受けていない	児童虐待	94.2%
	性的被害	92.9
	DV	91.1
	ストーカー行為	90.2
	殺人や傷害など	78.7
	交通事故	35.4

(警察庁調査)

金銭的補償を受けていない被害者や遺族ら

事件や事故の被害者や遺族の状況を把握しようと、警察庁が調査を行ったところ、児童虐待や性被害など4類型において、90%以上が加害者側による賠償や公的給付金など、金銭的な補償を受けていないことが分かった。同庁が17日に結果を公表した。支援制度を認知していないとした人も多く、被害者に援助の手が届きにくい実態が浮き彫りとなった。

警察庁は1月19～28日、20歳以上の男女にインターネットでアンケートを実施し、自身を被害者や遺族と申告した計917人の回答を分析した。警察に被害を届け出ていないと答えた回答も相当数あった。調査は「犯罪被害類型別調査」と呼ばれる

神戸大が認知症予防事業 WHOや県内企業と連携 神戸新聞 2018年5月17日

認知症予防事業の主な内容

- 認知課題と運動を組み合わせたプログラムの指導
- 定期的な検査と認知機能の評価
- 運動量や心理的ストレスなどのデータ把握
- 認知機能を評価する人材の育成
- 生活習慣病に関する情報の収集

神戸大は6月から、約3万5千人の高齢者らを対象にした認知症予防事業に乗り出す。神戸市や世界保健機関(WHO)神戸センター、兵庫県内の医療・健康関連企業などと連携し、運動と脳の活性化を図る課題を組み合わせたプログラムを実施。認知症研究も進め効果的な予防法の開発にも取り組む。「認知症予防」に着目した長期的な実践研究はあまり例がないといい、「認知症予防の先進都市・神戸」を目指す。(貝原加奈)

厚生労働省の推計では、認知症の高齢者数は2025年度に全国で約700万人に上るとされる。アルツハイマー型をはじめ認知症の治療に効果的な薬は見つかっていないが、運動や睡眠、食事、脳のトレーニングなどが予防に効果があるとして注目されている。

そこで神大は、昨年6月に大学院保健学研究科や医学研究科などの共同プロジェクトを創設し、今年からプロジェクト推進室を設置。同市の65歳以上の高齢者や大学OBらに呼び掛け「認知症予防道場」と題した事業を6月から始める。

参加者には脳を活性化させる「認知課題」と運動を組み合わせたプログラムに定期的に取り組んでもらい、成果を評価。計約3万5千人まで参加者を増やし、活動量や生活習慣病に関わるデータを蓄積する。

県内企業とも連携。認知症の評価・診断を短時間でできる人工知能(AI)、認知症の診断指標となるバイオマーカーの開発も手掛ける。研究成果は、今後の認知症教育に役立つ。

神戸市は4月に「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を施行、認知症予防や早期発見を目指す。医療産業都市の事業との連携も念頭に置いており、同プロジェクトについて「産官学が協力する理想の形。市民に成果を還元したい」と期待を寄せる。

神大の木戸良明保健学研究科長は「早い段階から個別に認知機能の変化を追うことで、神戸の高齢者の健康を支えたい」と話す。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

